

全日本ダートトライアル選手会会則

- 第1章 総則** 本会の名称、略称、目的、活動内容、構成、活動の本拠を定義する。
- 第1条 本会の名称は、「全日本ダートトライアル選手会」(英名: Japan Dirttrial Championship Entrant Association)とし、略称を「JDCEA」とする。
- 第2条 本会は、ダートトライアル競技の振興及び発展のための諸活動を進めることを目的とする。
- 第3条 本会は第2条に記載の目的を達成するため、会員全員で組織として次の活動を行う。
1. 全日本ダートトライアル選手権大会会場をはじめとした競技会会場における一般来場者へのダートトライアルに対する理解を深めてもらうためのアピール活動。
2. 1項の活動をより効果的にするための主催者、日本自動車連盟担当部課、及び各メーカーをはじめとした諸外部団体及び法人との交流及び意見交換。
3. その他本会の目的を達成するために必要な諸活動。
- 第4条 本会は諸活動を円滑に遂行するために、執行部及び事務局を置く。
- 第5条 執行部及び事務局の主たる活動場所をSNS(Facebook)内に置く。
- 第2章 会員** 本会の会員の資格と入会及び退会、会費、役員について定義する。
- 第6条 本会は全日本ダートトライアル選手権に参加している者及び執行部が特別に認めた者(個人及び団体)が加入する権利を有する。
- 第7条 本会への加入は、本会の活動目的に賛同し、かつ年会費の納入をもって承認するものとする。
- 第8条 本会の会費は年間1,000円とする。
- 第9条 会員は、次の理由によりその資格を失う。
1. 第6条に掲げる加入要件の喪失
2. 本会の解散
3. 退会の届出
4. 除名
下記項目のいずれかが認められた時、執行部において1/2以上の賛成があった場合には除名とする。
1. 本会の名誉を傷つけた時
2. 本会の設立の趣旨に反する行為を行った時
3. 経費の支払、その他本会に対する義務を怠った時
4. 会員、または、その他の関係者への誹謗中傷を行った時
- 第10条 本会には役員として、会長1名、副会長2名、事務局長及び会計、会計監査各1名を置く。また必要に応じて特別職を置くことが出来る。各役員は会員の中から選出しその任期は2年とする。
- 第11条 会長は本会を代表し管理する職務を負うものとする。また、副会長は会長の職務を補佐するものとする。
- 第12条 事務局長は会の運営に必要な事務処理を行うものとする。
- 第13条 会計は本会の収支を管理する。また、会計監査は活動年度毎に会計管理が適切であったかを確認し会員に報告するものとする。
- 第3章 会議体** 本会の活動を進めるための組織構成について定義する。
- 第14条 執行部は会長、副会長、事務局、その他会長が必要と認めたメンバーで構成される。
- 第15条 執行部の会合は適宜SNS上もしくは全日本ダートトライアル選手権会場等で会長の命により招集するものとする。
- 第16条 本会の活動に関わる事項を最終的に審議・決定する場として、全体ミーティングを開催する。全体ミーティングは全日本ダートトライアル選手権会場での開催を基本とする。全体ミーティングの開催は執行部により決定、告知される。
- 第17条 本会の諸活動のための機関として、各地区(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)毎に地区代表を会員の中から選出する。
- 第18条 地区代表は執行部と協力して本会の活動を推進する職務を負うものとする。
- 第4章 会計** 本会の活動費用の管理について定義する。
- 第19条 本会の活動費用は会員の会費により賄うものとする。
- 第20条 本会の活動費用とは、同乗走行の備品、広報用の資材、交通費、等のことをいう。
- 第21条 活動費用が不足した等の場合、執行部は寄付等を募ることができるものとする。
- 第22条 本会の活動費用は会計により管理され、会計監査によりその内容が適切であるかの確認を行う。執行部は会員に対して収支の報告の義務を負う。
- 第23条 会計年度は全日本ダートトライアル選手権第1戦から翌年の第1戦前日までとし、会計報告は毎年全日本ダートトライアル選手権第1戦時に行う。

第5章 会則 本会則の取り扱いについて定義する。

第24条 本会則の変更は、全体ミーティングにおける承認により可能とする。

2020年3月14日 選手会全体ミーティングにて承認
以上